

株式会社ミジンコの研修を受けると「賃上げ促進税制」という税金を減額させる制度が使える可能性があります。法人、個人事業ともに制度が適用される期間が決まっていますので、詳しくは御社でご契約中の税理士にご相談ください。

この制度が適用される要件は、下記①②の両方を満たす必要があります

- ① 従業員に支払った給料の合計が、前年と比べて1.5%以上増加していること。
- ② 教育訓練費の額が前年と比べて10%以上増加していること。

※①②について、前年がゼロの場合は適用なし

※株式会社ミジンコの研修は上記②の教育訓練費に該当

適用される株式会社ミジンコの研修内容は、

@社内研修として、「業務に必要な技術、知識の習得または向上」を目的とした研修を行う場合

@ミジンコが主催して行うセミナー等の内容が「業務に必要な技術、知識の習得または向上」に

当てはまる場合

※ミジンコのセミナーが全て教育訓練費に該当するわけではなく、そのセミナーの内容と、業務

との関連性が認められる場合に該当する。

適用されると税金が控除

- ① の増加額の10%+②の増加額の10%の額が支払う法人税から控除されます。

※その年の支払う法人税によって限度額があります。詳しくは御社でご契約中の税理士にご相談

ください。